### 第13章 保険会社の監督をめぐる動き

## 第1節 保険会社の平成16年度決算概要

## I 生命保険会社(資料13−1−1参照)

#### 1. 損益の状況

死亡保障ニーズから生存保障ニーズへのシフト等が見られる中、死亡保障にか かる保有契約高は減少が続いている。

一方、事業費の削減や第三分野等への取組み、運用の改善等によるいわゆる「逆ざや」の縮小などから収益面が改善され、当期純利益は8,695 億円となり、増益(28.3%)となった。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、逆ざやを補った上で、なお全社計で2.4 兆円の利益が計上されている状況となっている。

また、有価証券の含み益は、株価の上昇や金利の低下に伴い増加(24.4%)し、全体で9.0 兆円となっている。

## 2. ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率は、内部留保の積増しや有価証券の含み益の増加等の影響もあって、前年を上回る水準にあるとともに、いずれの会社においても監督上の基準値である200%を上回っている。

## Ⅱ 損害保険会社(資料13-1-2参照)

## 1. 損益の状況

近年、保険料収入の伸びの鈍化といった厳しい経営環境が続いており、16 年度 決算においては、正味収入保険料は 76, 165 億円(対前年度比▲0.1%)と前年度 に比べて微減となっている。

各社とも引続き事業費の圧縮等の合理化や資産運用の改善等により収益面の 改善を図っているものの、例年になく多く台風(10個)が上陸する等自然災害に よる影響が大きかったことから、正味支払保険金が 44,682 億円(対前年度比 15.9%)と増加し、保険引受利益は▲683億円、経常利益は4,041億円(対前年度比 ▲39.3%)、当期利益は2,537億円(対前年度比▲22.2%)と悪化している。

#### 2. ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率は、当該比率を監督上の基準とする保険会社にあっては、いずれの会社においても、前年度に引続き、監督上の基準値である200%を上回っている。

## 第2節 法令遵守の徹底

## I 保険会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後的監視行政への基本的転換の中で、法令違反行為が保険 会社に認められた場合には、保険契約者保護等の観点から法令に則り厳正に対処し てきているところである。

平成16年7月以降の行政処分の状況については、国内の保険会社3社に対し行政 処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行った。

行政処分に至った違法行為の内容は、①契約社員の示談交渉時の脅迫行為や募集時の特別利益の提供等、②詐欺・錯誤を広く適用し、本来支払うべき死亡保険金を支払っていないこと、保険募集人が重要事項説明を行っていないことや不告知教唆等、③団体保険等の被保険者あるいは契約者の対象とならない者との員外契約等となっている。

## Ⅱ 財務局との連携による監視体制の強化

17年1月27日~28日において、全国財務局保険担当官会議を実施した。この会議において、顧客等の情報漏洩、保険会社に対する苦情の実態などについて、監視体制の強化及び情報の共有化を図るとともに、いわゆる無認可共済に関する情報についても連携を図ったところである。

Ⅰ 変額年金保険に係る責任準備金の積立ルール等の整備(資料13-3-1参照)

変額年金保険等は資産運用成果が直接的に積立金に反映されることから、基本的には保険契約者が資産運用リスクを負っている。しかしながら、商品としての魅力を高めるために死亡時又は年金開始時に元本相当の最低保証が付されているのが一般的であり、これに対応する最低保証リスクを保険会社は負っている。

変額年金保険は、平成14年の銀行窓販解禁を契機に販売量が急速に拡大してきたことから積立ルールの整備を図ることが喫緊の課題となっていた。

このため、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のため に必要な積立が可能となるよう、日本アクチュアリー会の検討結果や関係各方面の 意見等を参考として責任準備金の積立ルール等を整備し、17 年度より適用を開始し た。

Ⅲ 第三分野保険に係る責任準備金積立ルール・事後検証等について(資料 13-3-2参照)

少子高齢化が進行するなかで、これまで死亡保障中心であった保険契約者の二一 ズが医療や介護といった生存保障へ変化していることに伴い、保険会社の収益構造 にも変化がみられる。

このため、医療や介護といったいわゆる第三分野の保険商品について、適切なリスク管理の下で適時適切に保険金等が支払われるよう責任準備金の積立ルールや事後検証ルール等を整備し、保険会社における財務の健全性の確保を図っていくことが必要と考えられる。

このようなルール整備の必要性については、16 年 12 月に公表した金融改革プログラムにおいても、取り組むべき項目の一つとして掲げられているが、17 年 2 月より 13 回にわたり、アクチュアリー、公認会計士、有識者、生損保業界の実務者等のメンバーからなる検討チームにおいて検討を重ね、同年 6 月に検討結果が取りまとめられたところである。

今後は、この内容をよく精査した上、18 年度からの適用に向けて、できる限り早期に法令等を整備する予定である。

Ⅲ 損害保険会社の保険契約に係る業績とリスクに関する開示の充実について

損害保険会社の情報開示については、保険監督者国際機構(IAIS)において、16年10月に「損害保険会社及び再保険会社の保険契約に係る業績とそのリスクに関する開示基準」が採択された。我が国においても、損害保険会社の経理処理や再保険取引の状況等を踏まえ、この開示基準に沿った形で対応することは、保険会社の財務状況等の一層の理解に資するものであると考えられる。

このような観点から、支払備金(負債として計上される未払いの保険金)等の十分性に関するデータの開示、再保険取引に関する開示の充実等を内容とする保険業法施行規則の改正を行い、17年度(18年3月期)の業務及び財産の状況に関する説明書類から適用することとしている(一部については18年度(19年3月期)の業務及び財産の状況に関する説明書類から適用)。

IV 保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について(資料 13-3-3参照)

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の 多様化・複雑化により消費者にとって商品内容が一層理解しづらいものとなってい ること等を踏まえ、金融改革プログラムにおいて、利用者保護及び利用者利便の向 上の観点から、「保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方」に関して検討 することとしたところである。

上記課題について専門的・実務的に検討するため、監督局において、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し、検討を進めている。

本検討チームにおいては、次の事項を検討することとしている。

- ① 明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様を更に整理・明確化すること。
- ② 適合性原則について、現行規制においては、適合性原則を踏まえた社内規則 等の体制整備を義務づけるにとどまっているため、契約者保護の観点から保険 契約において留意されるべき適合性原則をより明確化すること。
- ③ 保険会社等による商品比較は、現状では必ずしも積極的に行われていないが、 適正な比較広告は顧客の商品選択に資するものと考えられることから、適切な 比較情報が顧客に提供されるようルール等を見直すこと。

開催状況については、17年4月1日に第1回を開催し、同年6月末までに計8回 の会合を開催したところである。

本検討チームにおける検討結果については、検討事項ごとに、順次、論点整理を 行い、公表する予定であり、①についての中間論点整理を6月末にとりまとめた。

## V 規制緩和要望への対応(保険給付対象事由の拡大)

「規制改革・民間開放集中受付期間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について(16年9月10日)」に対応するため、骨髄提供者(ドナー)が移植患者に行う骨髄提供のための手術を「疾病等」に類するものとして保険引受の対象に追加する内容の保険業法施行規則改正を行い、17年3月29日に施行された。

これは、従来法令上、引受対象となる事由は、疾病又は傷害と定義されていることから、移植患者の骨髄移植手術については保険引受の対象とされながら、ドナー

が受ける骨髄採取手術については、健康体であるドナーが自らの意思で受けるものであるため、保険引受の対象に含まれていなかったところ、ドナーが受ける骨髄採取手術についても引受対象とするよう所要の整備を行ったものである。

## Ⅵ 保険会社向けの総合的な監督指針の作成について(資料13-3-4参照)

保険会社は、顧客利便の向上、顧客保護を図る観点から、自己責任原則に基づく 適切な経営管理の下で、財務の健全性の確保、コンプライアンス等業務の適切性の 確保が求められている。

また、保険分野においては、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発等が行われる態勢の整備、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できるような環境の整備などが求められているところである。

このような観点も踏まえ、保険監督の目的などの基本的考え方、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等を確保していく為の監督上の評価項目、保険商品審査上の留意点等について、従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理し、17年6月に保険会社向けの総合的な監督指針(案)を作成・公表し、パブリックコメントに付したところである(本監督指針は、同年8月12日に策定・公表された)。

## 第4節 保険会社の再編

## I 概要(資料13-4-1~5参照)

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、平成17年6月末現在における会社数は、生命保険会社35社、外国生命保 険会社等4社、損害保険会社27社、外国損害保険会社等21社、保険持株会社4社 である。

## Ⅱ 主要会社の合併等

1. 16年7月以降、以下の合併等が行われた。

## (1) 生命保険会社の合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
プルデンシャル生命保険(株) あおば生命保険(株)	プルデンシャル生命保険(株)	17年2月1日

(注) 下線のある会社が存続会社

## (2) 損害保険会社の合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
東京海上火災保険(株) 日動火災海上保険(株)	東京海上日動火災保険(株)	16年10月1日
明治損害保険(株) 安田ライフ損害保険(株)	明治安田損害保険(株)	17年4月1日

## (注) 下線のある会社が存続会社

- 2. 上記のほか、以下のような合併等が発表されている。
- (1)(株)損害保険ジャパン、(株)損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティー ~ 17 年7月1日を期日として合併することを発表(新会社名:(株)損害保険 ジャパン)。
- (2)アクサ生命保険(株)、アクサグループライフ生命保険(株)
  - ~ 17 年 10 月 1 日を期日として合併することを発表(新会社名: アクサ生命保険(株))。

# Ⅲ 新規参入について

## 16年7月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

免許保険会社名	免 許 日	免許の種類
アトラディウス・クレジット・インシュ アランス・エヌ・ヴィ	16年12月20日	外国損害保険業

## IV 保険会社等の撤退について

# 16年7月以降、以下の保険会社が撤退している。

免許保険会社名	廃 止 日	免許の種類
ランバーメンズ・ミューチュアル・カジ ュアルティー・カンパニー	16年7月1日	外国損害保険業
ザ・ロンドン・アッシュアランス	17年2月28日	外国損害保険業
ロイヤル・アンド・サンアライアンス・ インシュアランス・ピーエルシー	17年2月28日	外国損害保険業